

横須賀で新生活を始めたおふたりへ

結婚補助金



最大

60万円

住宅にかかった費用を補助します

詳しくは裏面へ

補助の
上限額

おふたりとも
29歳以下
60万円

おふたりとも
39歳以下
30万円

おふたりとも
49歳以下
20万円

申請はこちら



横須賀市 経営企画部企画調整課

☎ 046-822-8131

平日(9:00-17:00)

対象 すべてに当てはまる方が対象

- 1 2026年1月～2027年2月までに婚姻を受理された世帯、パートナーシップ宣誓されたお二人
- 2 婚姻日・宣誓証明日の年齢がお二人とも**49歳以下**であること
- 3 お二人の合計年間所得額が**500万円未満**であること(年収だと650万円前後)
- 4 申請日より**3年以上継続して**横須賀市に居住する意思があること
- 5 **市税の滞納**がないこと
- 6 横須賀市暴力団排除条例に規定する**暴力団員**ではないこと

補助対象費用 住宅関連経費に基づく補助です

- 2026年4月～2027年2月までに支払ったもの

購入費用

建物代のみ



賃貸費用

家賃
敷金・礼金
仲介手数料

リフォーム費用



引越し費用

引越し業者を
利用した場合のみ

※ 婚姻日等からさかのぼって1年以上、お二人が同居している住宅は **対象外** です

このほかにも要件があります
必ず、市公式WEBサイト「結婚新生活支援事業」のページをご確認ください

申請方法

PC・スマホで
カンタン申請!

オンライン申請

こちらから
申請フォームへアクセス



窓口での申請も可

補助金の振込

※申請内容に**不備がなければ**、
1ヵ月程度で完了します

※必要に応じて、資料の追加提出を
お願いすることがあります

お問い合わせ

横須賀市 経営企画部企画調整課 TEL046-822-8131(平日 9:00-17:00)
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0810/kekkonshien.html>